

別院納骨について

(1) 別院納骨について

- ◆ 本願寺尾崎別院内の安置所にて永代にわたり管理いたします。
- ◆ 納骨されたご遺骨は、いかなる理由がありましてもお返しすることはありません。
- ◆ 納骨時に「納骨冥加金」をお納めいただきますと、今後一切費用はかかりません。

(2) 納骨申請について

下記の必要書類を完備したうえで、冥加金を添えて、管理者に願い出てください。

記

【必要書類】

1、「納骨願」（別院所定書式）1枚

※当院門徒以外の方が願い出る場合は、所属寺院の住職の証明が必要です。

2、「火葬許可証」（市町村長発行）1枚

※すべての遺骨を納骨する場合は、『墓地、埋葬等に関する法律』第14条第2項に基づき提出してください。

※一部納骨（分骨）の場合は、当院の門徒に限り、必要ありません。但し、当院以外の寺院に所属している場合は、所属寺住職の証明を受けてください。

3、「改葬許可証」（市町村長発行）1枚

※他の墓地や納骨所に納骨してある遺骨を尾崎別院に改葬する場合は、「改葬許可」の申請が必要です。

※「2、火葬許可証」「3、改葬許可証」はどちらか一枚をご提出ください。

裏面に続く

【冥加金】

納骨時にお納めください。

- | | |
|------------|------------|
| 1, 大型の遺骨容器 | 1器：60,000円 |
| 2, 小型の遺骨容器 | 1器：30,000円 |

○ご提出いただきました情報は、本願寺納骨壇の管理運営のために使用するものであり、それ以外の目的で使用することはありません。

以 上

本願寺尾崎別院

〒599-0201 阪南市尾崎町2丁目8番19号

TEL. 072-472-4128 FAX. 072-472-0011